

## 永どん（ながどん）の取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この基準は、永山タウンに係るキャラクター（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとします。

### (キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、多摩市在住の加藤岳洋に属し、管理運営窓口を「永どんサポーターズクラブ」とします。

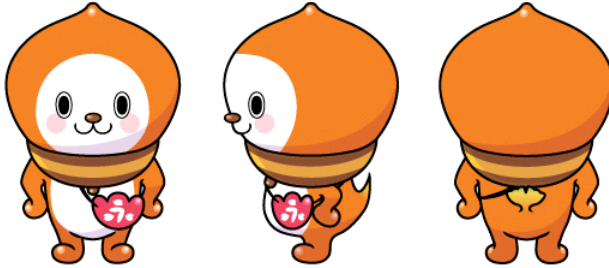
### (定義)

第3条 キャラクターは、次のとおりです。

(1) 名称は、「永どん（ながどん）」

(2) デザインは、多摩永山タウンが定めた次の基本デザイン及びその展開デザインとします。

基本デザイン



### (使用基準)

第4条 キャラクターを使用することができる基準は、次のとおりです。

- (1) 多摩市永山地区周辺のPRに寄与するものであること。
- (2) 多摩市永山地区の品位を損なわないものであること。
- (3) 宗教的活動・政治的活動を目的としないものであること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
- (5) 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用するものでないこと。

### (使用の承認)

第5条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ永どんサポーターズクラブに入会し、承認を受けなければなりません。

- (1) 永どんサポーターズクラブは、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができます。
- (2) 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多摩市永山キャラクター永どん使用申請書（別記様式第1号）に当該使用に係る仕様が分かるものを添えて、永どんサポーターズクラブに提出しなければなりません。
- (3) 永どんサポーターズクラブは、使用の承認をするときは永どん使用承認通知書、使用を不承認とするときは永どん使用不承認通知書により申請者に通知するものとします。

### (承認事項の変更)

第6条 前条第5項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとします。

(承認の取消し)

第7条 永どんサポーターズクラブは、使用者が第10条に定める事項を遵守しなかったときその他この基準に違反したときは、当該承認を取り消すことができます。

- (1) 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、永どんサポーターズクラブは、その責めを負いません。

(使用の期間)

第8条 キャラクターを使用できる期間は使用を承認された日から永どんサポーターズクラブ会員期間中です。

- (1) 但し、申請内容によって永どんサポーターズクラブが必要と判断した場合は制限できます。
- (2) 使用者は第5条で得た承認内容に基づくものとします。

(使用料)

第9条 キャラクターの使用は有料とします。

- (1) 但し公益、非営利目的の使用では無料になる場合がありますのでご相談ください。
- (2) 使用料については使用者と永どんサポーターズクラブの間で取り決めます。
- (3) キャラクター使用にあたり必要な費用は使用者の負担となります。

(遵守事項)

第10条 キャラクターを使用する者は、次の各号を遵守しなければなりません。

- (1) オリジナルデザインの形状及び色を変更しないこと。
- (2) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (3) 永どんを展開または応用利用したデザインを作成した場合も、その著作権は永どんサポーターズクラブに帰属します。

(事故、苦情等の処理)

第11条 キャラクターの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとします。

(取扱要項の変更)

第12条 永どんサポーターズクラブが必要と認めたとき、予告なく本取扱要項を変更することがあります。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、永どんサポーターズクラブが別に定めます。

附 則

この基準は平成26年7月10日から施行します。